

第 47 回官民競争入札等監理委員会

議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第 47 回官民競争入札等監理委員会 議 事 次 第

日時：平成 21 年 4 月 27 日（月）10:00～11:50

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 . 開 会

2 . 審 議

議 題 1

実施要項案について

- ・ 企業・消費者向けの教育・研修事業
- ・ 国土交通大学校柏研修センターの施設管理業務（変更）
- ・ 就労条件総合調査
- ・ 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査

議 題 2

公共サービス改革の過去 3 年間の評価と展望について

議 題 3

スコアカードの作成について

3 . 閉 会

< 出席者 >

(委 員)

落合委員長、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、野原委員、前原委員、森委員、吉野委員

(政 府)

宮澤内閣府副大臣 (議題 2 より出席)

(事務局)

藤岡内閣府審議官、佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官、山谷企画官

(独立行政法人国民生活センター)

独立行政法人国民生活センター 柴崎理事
独立行政法人国民生活センター 井上経理部長
独立行政法人国民生活センター 西経理部経理課長

落合委員長 それでは、時間になりましたので、第47回になりますけれども、官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会ですが、会議の途中に宮澤副大臣が御出席いただくということになっております。

本日の議題ですが、全体で3つということになりますけれども、議題2以下につきましては、委員同士による率直かつ自由な意見交換ということを図るために、本委員会の規則であります5条に基づきまして、会議を非公開にさせていただきたいというふうに思います。ただ、この点についての議事要旨は後日公開するというようにいたします。

それでは、実施要項案の審議に入りますけれども、本日審議いたしますのは4件であります。この4件につきまして、本委員会で議を行なうということにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 異存がありませんので、そのようにさせていただきます。

4件のうち、国民生活センターの「企業・消費者向けの教育・研修事業」実施要項案につきましては、入札監理小委員会の主査の御判断もあり、国民生活センターにお越しをいただいております。

それでは、国民生活センターの実施要項案につきまして御審議いただきますので、国民生活センターに入室をお願いいたします。

((独)国民生活センター関係者入室)

落合委員長 それでは、本件につきまして、これまで入札監理小委員会で審議をしてきたわけですが、その審議の結果につきまして、監理小委員会の榎谷主査の方から御報告をお願いいたします。

榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。入札監理小委員会での審議の結果報告を簡単にさせていただきたいと思っております。

ここは官民競争入札でございます。独立行政法人国民生活センターの「企業・消費者向け教育・研修事業」の企画準備、当日運営についての官民競争入札でございます。

まず議論いたしましたのは、「確保すべきサービスの質、評価基準の設定について」でございます。資料1-1でございますが、まず企業向けと消費者向けの2つの研修があるのでございますけれども、企業向けと消費者向けでは、その実施の目的とか実施上の特性に相当違いがあるということでございますので、これを踏まえながら、サービスの質とか事業者の評価基準を設定する必要があるということで、これについてはいろいろ議論した結果、それぞれの研修に応じた項目につきまして対応していただきました。

論点 でございますが、評価基準がセンターの研修業務と類似の実績や消費者団体等との連携実績を求めるといったものが多くありましたので、これらをそのまま読みますと、これらの実績を一番有しますセンターに一番有利となってしまうのではないかという疑問でございますが、これにつきましては、実績につきましては、消費生活問題関係の研修に限

らず、幅広いイベント開催の実績と、消費者団体等との連携実績がない場合には連携体制を構築する今後の方策を示せるということで評価するということでした。

論点 でございます。サービスの質の指標に「受講料収入」を設定し、これにのみ基づいて委託費を増減するという仕組みでございましたけれども、この指標自体ではサービスの質とは言えないのではないかとということでしたけれども、対応といたしましては、サービスの質から「受講料収入」の指標を除いていただきまして、「受講者数」とか「受講者満足度」の指標に基づいた委託費増減の仕組みとしていただきました。

それから、「官と民の情報収集力の差」でございます。実施要項には、研修の企画に必要な消費生活問題に関する情報収集におきまして、民間事業者に比べてセンターの情報収集力が圧倒的であり、これが競争条件に格差につながらないような仕組みにする必要があるということでございますけれども、次のページにいきまして、対応でございますけれども、従来の情報収集の方法の詳細を開示情報に追加していただきましたということと、従来実施していた運営マニュアルの提供とか、情報収集に関するセンターとの協力を実施条件に追加していただきました。

それから、3番目でございますが、「消費者向け研修における消費者関連団体等との連携」でございます。実施要項には、消費者向け研修の実施には、消費者団体との連携が重要な要素となっておりますけれども、民間事業者がこの連携体制を構築するというのは困難であるとも考えられますので、センターがこの橋渡しをするなどの工夫が必要ではないかとございますけれども、これにつきましては、研修の受講者や発表者の募集に際しては、センターから関係団体への協力要請などを文書で行なっていたということにいたしました。

それから、「2年目以降の企画実施案に関するセンターの関与」でございますが、実施要項案では、2年目以降の企画実施案の決定に当たりましては、センターとの協議が条件となっておりますけれども、センターの関与の程度によりましては、事業者の創意工夫が活かされなくなるおそれがあるのではないかとございましてけれども、対応といたしましては、「協議」としていたものを「意見交換」に改めていただきまして、センターからの意見は民間事業者を拘束しないアドバイス程度ということで止めることといたしました。

それから、官民競争でございますので、情報遮断でございますけれども、入札実施部門と入札参加部門との職員の特定とか、情報遮断の措置について審議をいたしましたところ、対応といたしましては、入札の実施に関する事務を担当する職員と、入札に参加する事務を担当する職員のそれぞれの役職を実施要項に明示していただきまして、職務命令を発して区分することといたしました。また、それぞれの職務は別々の部屋で行なわれることとなっております。

「入札評価の第三者性の担保について」でございますが、これも審議をいたしましたところ、対応といたしましては、評価委員会を設置していただくということで、かつ構成員

の半数以上は外部有識者とするということになりました。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、本実施要項案につきまして、御意見等、あるいは質問等ございますでしょうか。

森委員 今おっしゃっていただいた、特に2年目以降の問題というのは、初年度で官民競争入札でいろいろな意味でセンターがアドバイスをしたり、いろいろなことをするというので、官民ということの中で取り扱っていただけるということに対して、それは評価させていただきます。

問題は、2年目以降、いかにしてそこに1年目のいわゆる総括をしたP D C Aの中で、そして、それをどういうふうにして次の年度以降に、また官民競争入札の中で創意工夫が発揮できるかどうかというのはどう担保できるのか。これをやはりしっかりしておかないと、せっかく民間競争入札でやっていただく意味がなくなる。そしてもう1つ、今最後におっしゃった第三者評価は大変大切なことで、そういう中で、とりわけ外部の目が、確かに官民競争入札をやることによって成果が上がったんだという評価ができるような、そういう仕組みをつくっていただくように、これはぜひ当委員会からのお願いをしていただきたいというふうに思います。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、本実施要項案について、本委員会として、榎谷主査から何か御発言はございますか。

榎谷委員 私の方から実施要項の付議に当たりましてコメントをいたします。

3点ほどございまして、まず1点は情報遮断体制の確保でございますが、独立行政法人国民生活センターにおかれましては、今後行なわれます企業・消費者向け教育・研修事業の官民競争入札の入札手続き等の中で、入札実施部門から入札参加部門への情報の漏洩等が起きないように、しっかりとした体制としていただくとともに、対外的に誤解を招くことのないように十分注意して手続きを進めていただきたくお願いしたいと思います。これが1点でございます。

2点目でございますが、企画書提案等の公正・公平な審査でございますが、提出されました企画書等の審査の際には、特に官民のどちらかに有利になるような審査と誤解されるようなことがないように、公正・公平な審査をお願いしたいと思います。また、なるべく多くの外部有識者を含む評価委員会での審議を行なっていただきまして、第三者による客観性を担保していただくようお願いしたいと思います。これは森委員からの御指摘もございましたところでございます。

それから3番目でございますが、これも森委員から御指摘もございました2年目以降の企画実施案に関する意見交換の工程でございますけれども、意見交換の際に、センターが民間事業者の企画案を拘束することなく、民間事業者の創意工夫が最大限に活かされますように、運用の段階におきましては十分御配慮いただきますようお願いしたいと思います。

す。以上でございます。

落合委員長 それでは、本件につきまして了承ということにして異存はありませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 異存がありませんので、公共サービス改革法9条5項の規定に基づきまして、国民生活センターから付議されました実施要項案について、本監理委員会としては異存がないということにいたします。

それでは、私の方から手交させていただきたいと思います。

(「公文」の手交)

落合委員長 実施要項の了承に当たりまして、国民生活センターの柴崎理事から御挨拶をいただきたいと思います。

柴崎理事(独)国民生活センター) 国民生活センターの柴崎でございます。

当センターの教育・研修業務に関して、官民競争入札等監理委員会の皆様には、大変長期にわたり精力的な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。

今、大変立派な結果報告をいただきまして、それから、榎谷主査からも論点の指摘という格好で今後の業務運営の指針をいただきました。公共サービスの透明性、効率性という制度の趣旨を踏まえまして、今後の業務に十分活かしていきたいといふうに我々一同考えております。今後ともひとつ御指導のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

落合委員長 国民生活センターにおかれましては、公共サービス改革法の趣旨・目的というものを十全に達成すべく、今後とも一層努力をしてくださることをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

(独)国民生活センター関係者退室)

落合委員長 それでは、続きまして、その他の3件の実施要項案の審議がございます。これにつきまして、まず、それぞれの主査の方から御報告をいただいた上で、一括審議をするというやり方でやりたいと思いますので、最初に国土交通省の「国土交通大学校柏研修センターの施設管理業務」実施要項案について、審議に当たられた榎谷主査から御報告をお願いいたします。

榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。

実は昨年10月27日の監理委員会におきまして、民間競争入札実施要項の付議を行いましたけれども、この国土交通大学校柏研修センターにつきましての施設監理業務につきましては、入札手続きを実施していたのですが、結局、不落となってしまいました。その経緯でございますが、1.に書いてございますように、「入札の経緯」でございます。資料2-1でございますけれども、入札公告をして入札説明会を開いたところ、33社が参加した。そして、7者が企画書を提出していただいたのですが、3月4日の総合評価審査委員会では、7者中5者が実施要項に定めた資格要件を満たさないということで不

合格となりました。したがって、開札が2者になったわけですが、3月6日に実施されまして、2者とも予定価格を上回って即時再度入札をしたのですが、1者は自体して、1者もまた予定価格を上回って不落となったという経緯がございました。

そこで、実施要項案の見直しをしたいということで、改めて実施要項案を見直したのですが、2.に「柏先研修センターにおける見直し」と書いてございますが、柏研修センターでは、入札説明会の参加者及び入札参加者に対しましてヒアリングを実施していただきました。その結果、設備管理業務の総括管理者の資格要件が厳し過ぎるという回答が多かったということから、外部専門家に意見を求めましたところ、当該資格要件につきまして見直しを行なっていただきました。

資料をめぐっていただきますと、実施要項の変更点というのがございます。資料2-1の2ページでございますが、変更前は から までの資格が総括管理者の資格として必要だったということでございますけれども、変更後は 、 、 、 という4点に絞っていただいたということでございます。これはヒアリングしていただいた結果でございますので、今度はこういうことが起こらないだろうということでございます。

3.「実施要項修正案の審議」でございますけれども、入札監理小委員会では、当該資格要件について審議をいたしまして、見直しが妥当であることを確認いたしました。併せて、入札参加者の便宜のために、必要法定資格一覧、先ほどの添付資料でございますが、もう少し詳しいものでございますけれども、それが提供されることについても確認いたしました。なお、再度入札手続きを行なうために、事業開始を平成21年7月からということと3ヶ月遅らせまして、契約期間は今年の7月から平成24年3月までの2年9ヶ月となることになりました。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、厚生労働省の「就労条件総合調査」、それから環境省の「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」、この2件の実施要項について、入札監理小委員会の小林副主査の方から御報告をお願いいたします。

小林委員 報告いたします。資料3-1に基づきまして、「就労条件総合調査」について御報告いたします。

本調査は厚生労働省所管の調査でございます。調査関係用品の印刷・配布、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力、調査対象企業名簿修正に係る業務について、平成21年9月から1年7ヶ月間の契約によって民間競争入札を行なうということでございます。

論点になりましたのは、サービスの質（要求水準）についてでございます。この達成すべき質として有効回答率が設定されておりますが、これが適切かどうかについて審議を行いました。目標とする有効回答率といえますのは、過去の実績値に直近の年の調査対象拡大による影響を考慮した率とされておりましたが、民間事業者に対しまして必要かつ十分

な情報を提供すべきではないかということで、特に平成 19 年度の調査が調査対象を本社 30 人以上の企業から、本社 30 人以上ではなくて、単に 30 人以上の企業に拡大した影響と
いうのを考慮しなければいけないということで、調査対象拡大による影響に関する情報と
いうのを実施要項本文及び情報開示部分に追記するというにいたしました。

以上が「就労条件総合調査」でございます。

続きまして、資料 4 - 1 に基づきまして、「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁
防止法等の施行状況調査」について報告いたします。

本調査は環境省所管の調査でございます。水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁
防止法等の施行状況調査における調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、
照会対応、個票審査、集計、報告書の作成に係る業務について、平成 21 年 7 月から 2 年 9
ヶ月間の契約によって民間競争入札を行なうということでございます。

これにつきましては、論点といたしまして、民間事業者からの定期的な報告についての
定めが適切かどうかということについて審議いたしました。民間事業者からの定期的な報
告の提出方法、提出時期につきまして、実施要項では環境省と民間事業者があらかじめ協
議の上、決定することとされておりますが、民間事業者の過度な負担とならないことに配
慮して、実施状況を的確に把握するとともに、各工程の遂行の成果が明らかになるよう
にすることを確認いたしました。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。この 3 件の実施要項案につきまして、本委員会
として了承ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 異存がありませんので、了承といたしたいと思います。

そうしますと、これ以降の審議事項につきましては、非公開審議となります。傍聴者の
方は御退席をお願いいたします。

(傍聴者退室)